

入札告示

札幌市告示第12号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和5年5月29日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒004-8616 札幌市清田区平岡2条4丁目1-40 清田区土木センター
札幌市清田区土木部維持管理課事務係 電話 011-888-2800

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

国庫補助事業 清田区橋梁点検調査業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約書に示す着手の日から令和5年12月14日まで

(4) 履行場所

札幌市清田区

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 令和4・5年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「橋梁設計・監理業」、所在地区分「市内」として登録されている者であること。

(6) 公共機関等*が発注した橋梁の点検業務について、元請としての履行実績があること。
ただし、当該履行実績は、平成 20 年 4 月 1 日以降に業務が完了し、引渡しが済んでいるものであること。

※公共機関等とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第 3 条第 24 号に掲げる機関をいう。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ。なお、入札説明書は下記 URL のホームページからもダウンロードできる。
なお、入札説明書は清田区ホームページ上にて公開する。

(ホームページアドレス <http://www.city.sapporo.jp/kiyota/keiyaku.html>)

(2) 入札書の提出方法

入札書は、上記 1 に掲げる場所に持参または郵送により提出すること。

(3) 入札書の提出期限

令和 5 年 6 月 14 日 (水) 12 時 00 分まで (必着のこと。)

(4) 開札の日時及び場所

令和 5 年 6 月 15 日 (木) 10 時 00 分

札幌市清田区平岡 2 条 4 丁目 1-40 札幌市清田区土木センター 会議室 1

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知 (納入通知書到達) の日の翌日から起算して 5 日後 (5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日) までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 有

本業務の最低制限価格は札幌市工事等最低制限価格運用要領 (平成 14 年 12 月 24 日財政局理事決裁) 第 5 条の 3 第 1 項により設定しており、算出方法は第 5 条第 1 項第 2 号による。

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査 (事後審査方式) する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日 (原則として開札日) の翌日から起算して 3 日以内

(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。